

平成25年9月21日実施予定

住所変更実施の手引き

(緑区三室南宿地区)



さいたま市

【目次】

1. 区画整理の完了に伴う町字界及び地番の変更について	1-1
2. 住所の変更について	1-1
3. 実施後の表示のしかたについて	1-2
4. 住所変更手続きについて	1-3
5. その他	1-7
不動産の登記申請書記載時の留意事項 （「登記名義人の住所の変更の登記」について）	2-1
記載例	2-3
様式	2-6
手引き・登記申請書様式のダウンロードについて	2-9

1. 区画整理の完了に伴う町字界及び地番の変更について

平成18年12月5日より施行されている「さいたま市三室南宿土地区画整理事業」が、このたび完了することとなりましたが、完了後も従前の字界を残したままにしておきますと、土地の維持管理に支障をきたすだけでなく、住所が混乱し、郵便物の遅配など生活へ影響が出てしまいます。

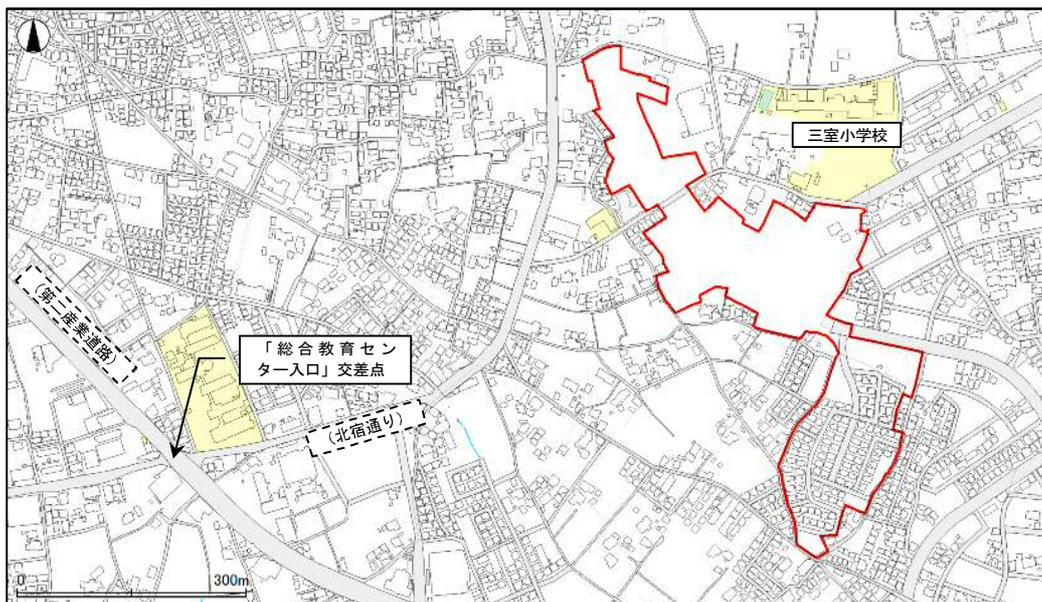
整備された道路界に合わせ町字界を変更することで、こういった問題を防ぐことができるため、平成24年6月の市議会での議決を経て、区画整理の完了と同時に町字界の変更が行われることとなりました。

2. 住所の変更について

区画整理の完了により、町字界だけでなく地番が変更となるため、住所も変更となります。本地区につきましては、平成25年9月21日に住所が変更される予定です。

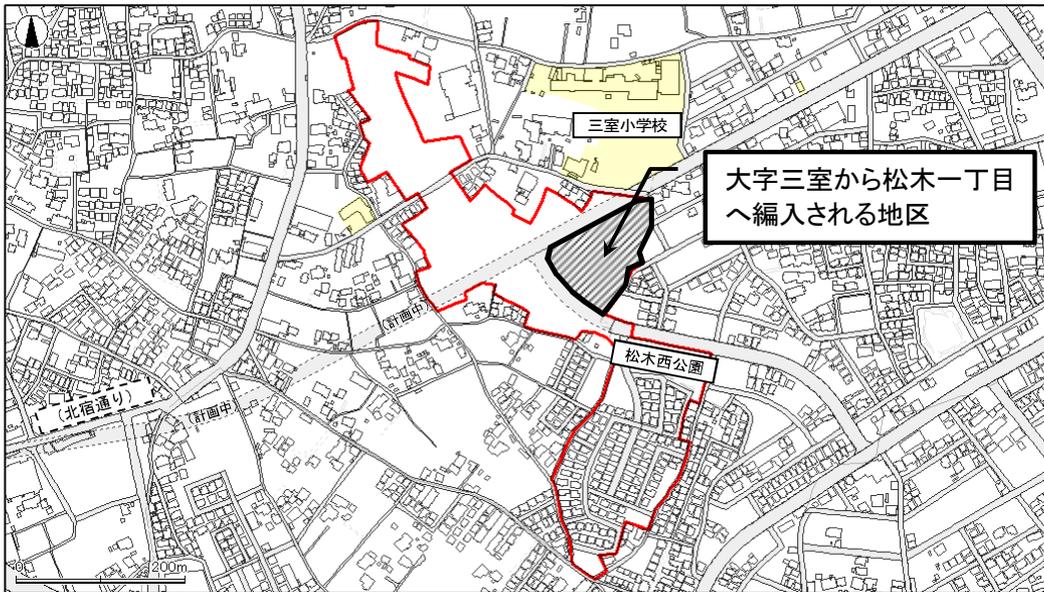
そこで、今回の変更により住所等がどのように変わるのか、また、どのような手続きが必要になるのか、簡単にご案内します。

(区画整理位置図)



※ 線で囲まれた地区が、「さいたま市三室南宿土地区画整理事業」施行地区です。

3. 実施後の表示のしかたについて



※ 斜線部のところが、大字三室から松木一丁目へ編入される地区です。

皆様の住所や土地・建物の所在は、下記のとおりとなります。
(地番のみの変更となります。)

住 所	実施前	さいたま市緑区	大字三室	〇〇〇番地〇
	実施後	さいたま市緑区	大字三室	△△△番地△
土地の所在	実施前	さいたま市緑区	大字三室字▽▽	〇〇〇番〇
	実施後	さいたま市緑区	大字三室字▽▽	△△△番△
建物の所在	実施前	さいたま市緑区	大字三室字▽▽	〇〇〇番地〇
	実施後	さいたま市緑区	大字三室字▽▽	△△△番地△

(※) 住所変更の通知等は、後日改めて送付いたします。

4. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住所変更等の手続きが必要となるものがあります。詳しくは緑区の各担当課及び取扱機関にお問い合わせください。

なお、各種手続きに必要な「住所変更証明書」は、各区役所区民課、支所及び市民の窓口にて、無料で発行いたします。

○ 住所変更の手続きが必要なもの

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
住民基本台帳カード (顔写真付きタイプのみ)	無料	住民基本台帳カード	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
電子証明書 (公的個人認証)	無料	住民基本台帳カード (顔写真のないタイプのカードをお持ちの方は、顔写真付きの本人確認書類が別途必要です。)	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
在留カード 特別永住者証明書	無料	在留カード 特別永住者証明書	いつでも可	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
身体障害者手帳 (赤い手帳) 療育手帳 (緑の手帳) 精神障害者保健福祉手帳 (青の手帳)	無料	各種手帳及び印鑑	いつでも可	緑区支援課 障害福祉係 電話048-712-1172
国民年金・厚生年金の受給者の住所	無料	年金証書あるいは基礎年金番号や年金コードのわかる通知書等	いつでも可	日本年金機構 浦和年金事務所 電話048-831-1638 緑区保険年金課 年金係 電話048-712-1184
厚生年金に加入中の方及び第3号被保険者の住所	勤務先にお問い合わせください。			
不動産登記 (登記名義人の住所の変更の登記)	無料	登記申請書、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可 (ただし、町名地番変更の公告日の翌日から町名地番変更にかかる登記が完了するまでの間、一般の不動産に関する登記事務が停止されますので、ご了承ください。) ※電話にて確認し申請ください。	さいたま地方法務局 電話048-851-1000 (代表)
会社などの本店・支店及び役員住所変更	無料	登記申請書、会社の届出印及び住所変更証明書	本店：2週間以内 支店：3週間以内	さいたま地方法務局 電話048-851-1000 (代表)

項目	費用	必要書類	期限	問い合わせ先
運転免許証	無料	運転免許証及び住所変更証明書	変更後すみやかに	運転免許センター 電話048-543-2001（代表） 浦和東警察署 交通課 電話048-712-0110（代表）
自動車検査証	無料 （ただし、申請用紙代20円が必要です。）	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	いつでも可	関東運輸局 埼玉運輸支局 電話050-5540-2026 （通話後0、2、6と押す）
軽自動車検査証	無料 （ただし、申請用紙代30円が必要です。）	自動車検査証、印鑑及び住所変更証明書	速やかに手続きをお願いします。	軽自動車検査協会 埼玉事務所 電話048-725-2626
法人の所在地変更	法人等の設立等報告書、印鑑、住所変更証明書を持参のうえ、各許認可庁にて住所変更の手続きを行ってください。			

○ 住所変更の手続が不要なもの

項目	注意事項	問い合わせ先
住民票 戸籍 印鑑登録	—	緑区区民課 記録係 電話048-712-1144
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	—	緑区保険年金課 国保係 電話048-712-1183
子育て支援医療費受給資格証 ひとり親家庭等医療費受給資格証 心身障害者医療費受給資格証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用 標準負担額減額認定証	—	緑区保険年金課 福祉医療係 電話048-712-1165
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 など	—	緑区高齢介護課 介護保険係 電話048-712-1178
児童扶養手当証書	—	緑区支援課 児童福祉係 電話048-712-1171
特別児童扶養手当証書	—	緑区支援課 障害福祉係 電話048-712-1172
保育園、学校等への住所変更手続	なお、国立、私立の学校等については、各校の窓口にお問い合わせください。	(保育園について) 緑区支援課 児童福祉係 電話048-712-1171
国民年金第1号被保険者の住所	—	日本年金機構 浦和年金事務所 電話048-831-1638 緑区保険年金課 年金係 電話048-712-1184
薬事法に基づく届出	—	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
食品関係営業施設	営業許可書の記載内容等で不都合がある場合には、営業許可書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (手数料は無料です。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話048-840-2226

項目	注意事項	問い合わせ先
ふぐ取扱認定施設	ふぐ取扱施設認定書の記載内容等で不都合がある場合には、ふぐ取扱施設認定書と住所変更証明書を持参のうえ、保健所にて、申請事項変更届を提出してください。 (ただし、再発行手数料2,900円がかかります。)	さいたま市保健所 食品衛生課 食品衛生係 電話048-840-2226
薬事法に基づく許可	許可証の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
毒物及び劇物取締法に基づく登録	登録票の書換え交付を希望する場合は、変更届と書換え交付申請が必要です。	さいたま市保健所 環境薬事課 薬事係 電話048-840-2235
環境衛生関係営業施設 (理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場)	確認済証又は許可書の記載内容等で不都合がある場合は、確認済証又は許可書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。確認済証又は許可書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 電話048-840-2227
建築物衛生法に基づく建築物登録業の登録	登録証明書の記載内容等で不都合がある場合は、登録証明書の原本、変更の事実がわかる書類を持参のうえ、変更届を提出してください。登録証明書に裏書します(手数料は無料です)。	さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係 電話048-840-2227

※ 詳しくは、緑区の各担当課・取扱機関へお問い合わせください。

※ 上記以外の健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどをお持ちの場合は、それぞれの機関等にお問い合わせください。なお、勤務先等への連絡もお願いします。

5. その他

(1) 町内会・自治会の区域について

町内会・自治会は、その地域の皆さまが自主的に組織、運営しているものです。

今回の変更に関係するものではありませんので、今までどおりの運営で差し支えありません。

(2) 通学区域について

今回の変更によって、通学区域が変わることはありません。

(3) 自動交付機・コンビニ交付について

さいたま市では、住民票の写し等の証明書を平日夜間や休日取得できる「自動交付機」を各区役所及び公共施設に計16台設置しておりますが、今回の町名地番変更に伴い、住民記録システム等の改修作業が行われるため、9月21日（土）においては、自動交付機をご利用いただくことができません。

また、全国のセブン-イレブン、ローソン及びサークルK・サンクスに設置するマルチコピー機によるコンビニ交付サービスにつきましても、ご利用いただくことができません。

お手数をおかけしますが、22日（日）以降にご利用いただきますようお願いいたします。

各種手続きに関して
ご不明な点がございましたら、
本手引き記載の「問い合わせ先」
までお問い合わせください。

【参考資料】

不動産の登記申請書記載時の留意事項
(「登記名義人の住所の変更の登記」について)

記載例及び様式

手引き・登記申請書様式のダウンロードについて

不動産の登記申請書記載時の留意事項

（「登記名義人の住所の変更の登記」について）

（注）ここに記しているのは、権利部に関する住所変更に関することであり、表題部の町字名・地番につきましては、区画整理組合又は市からの依頼に基づき、登記官が職権で修正します。

所有権の登記名義人（所有者）の登記簿上の住所が、町字界及び地番変更の実施に伴い住所が変更した場合は、登記上の住所を変更後の住所（現在の住所）に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所の変更の登記）をする必要があります。

この場合の申請書の書式及び記入例は、別紙のとおりです。

☆ 取扱いについてのお願い

- ① 申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。
紙質は長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 文字は、市ホームページからダウンロードした様式に直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、印刷したものにインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- ③ 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。

◇ 様式・記載例の解説（別紙）

（注1）「証明書（※）」に記載されている変更年月日及び変更理由を記載します。

（※）「証明書」は各区役所区民課、支所及び市民の窓口で、無料で発行いたします。

（注2）「証明書」に記載されている実施後の住所（現在の住所）を記載します。

（注3）所有権の登記名義人（所有者）の実施後の住所（現在の住所）及び氏名を記載し、末尾に押印します。（認印で結構です。）

なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は必要ありません。

（注4）申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。

（注5）登記原因証明情報として（注1）の「証明書」を添付します。登記上の住所、実施後の住所（現在の住所）及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。

登記上の住所から2回以上住所を変更している場合、「証明書」によっては、以前に登記上の住所に住んでいたことを証明できない場合があるので、その場合は、本籍地の市区町村役場で発行する「戸籍の附票（ふひょう）」の写しなど、登記上の住所から実施後の住所（現在の住所）までの移転の経緯が分かる書類を添付します。

以上によっても住所変更の経緯を証明できない場合は、申請する不動産を管轄する法務局へ事前にご相談ください。

(注6) 申請日は、実際に申請する年月日を記載します。

(注7) 代理人が申請する場合は、添付書類項目に「代理権限証書」と記載し、「代理人」及び代理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します(申請人の押印は不要です。)

また、別紙(委任状)を参考としてください。

(注8) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

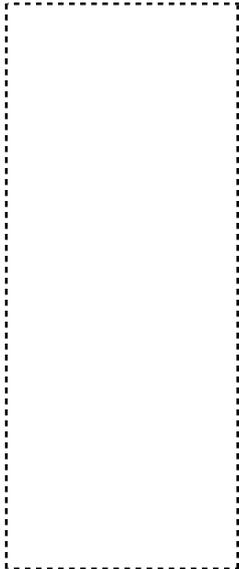
(注9) 不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注10) 不動産が多数ある場合は、別紙(継続用紙)に記載することで、一括して申請できます。この場合、申請書が複数になるので、割印をします。

ご不明な点がありましたら、さいたま地方法務局不動産登記部門
(電話048-851-1000) へご相談ください。

別紙（土地建物の記載例）

登記申請書



登記の目的 所有権登記名義人住所変更

(注1)

原因 平成25年 9月21日地番変更

(注2)

変更後の事項 **住所** さいたま市緑区大字三室△△△番地△

(注3)

申請人 **さいたま市緑区大字三室△△△番地△**

(注3)

さいたま 太郎 印

連絡先の電話番号 **000-000-0000**

(注4)

(注5)

(注7)

添付書類 登記原因証明情報、**代理権限証書**

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日申請 **さいたま地方法務局** 御中

(注6)

代理人 **さいたま市緑区大字三室△△△番地△** **さいたま 花子** 印

(注7)

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示 **1234567890123**

(注8)

(注9)

不動産番号 **1234567890123**
所在 **さいたま市緑区大字三室字▽▽**
地番 **△△△番△**
地目 **宅地**
地積 **123.45平方メートル**

不動産番号 **1234567890000**
所在 **さいたま市緑区大字三室字▽▽△△△番地△**
家屋番号 **△△△番△**
種類 **居宅**
構造 **木造瓦葺2階建**
床面積 **1階 80.12平方メートル**
2階 53.42平方メートル

※これは記載例です。**太字**部分を申請内容に応じて書き直してください。
また、別紙(〇〇)・(注〇)などは記載しないでください。

土地の表示	所在	地番	地目	地積(m ²)	
	さいたま市緑区 大字三室字▽▽	△△△番△	宅地	123:45	
	さいたま市緑区 大字三室字▽▽	△△△番△	畑	456:78	
	以下余白	番			
		番			
	又は(不動産番号を記入する場合)				
	1234567890123	番			
	1234567890000	番			
	以下余白	番			
		番			

建物の表示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)	
	さいたま市緑区 大字三室字▽▽ △△△番地△	△△△番△		居宅	木造 瓦葺 2階建	1階 80:12 2階 53:42	
	以下余白	番					
	又は(不動産番号を記入する場合)						
	1234567890123	番					
	以下余白	番					
	※ これは記載例です。太字部分を申請内容に応じて書き直してください。 また、別紙(〇〇)・(注〇)などは記載しないでください。						

委 任 状

私は、さいたま市緑区大字三室△△△番地△ **さいたま 花子**

に下記のことを委任します。

代理人住所・氏名を記入

記

後記不動産について、平成25年 9月21日地番変更実施に伴う所有権登記
名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び、補正のための
取下げに関する一切の権限、登記完了証の受領権限。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

住 所 **さいたま市緑区大字三室△△△番地△**

氏 名 **さいたま 太郎** (印)

不動産の表示

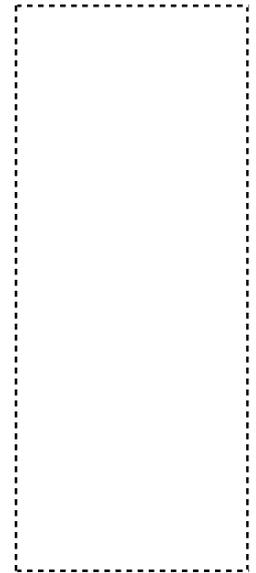
さいたま市緑区大字三室字▽▽△△△番△の土地

さいたま市緑区大字三室字▽▽△△△番地△ 家屋番号△△△番△の建物

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 平成25年 9月21日地番変更
変更後の事項
申請人

㊦



連絡先の電話番号

添付書類 登記原因証明情報

平成 年 月 日申請 さいたま地方法務局 御中

代理人

㊦

登録免許税 登録免許税法第5条第5号により納付しない。

不動産の表示

不動産番号
所在地
地番
地目
地積

不動産番号
所在地
家屋番号
種類
構造
床面積

土地の表示	所在	地番	地目	地積(m ²)
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		
		番		

建物の表示	所在	家屋番号	附	種類	構造	床面積(m ²)
		番				
		番				
		番				
		番				

委任状

私は、

に下記のことを委任します。

記

後記不動産について、平成25年 9月21日地番変更実施に伴う所有権登記

名義人住所変更の登記を管轄登記所へ代理して申請すること及び、補正のための

取下げに関する一切の権限、登記完了証の受領権限。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

不動産の表示

○ 手引き・登記申請書様式のダウンロードについて(近日公開予定)

The image shows a screenshot of the Saitama City website. At the top, there is a navigation bar with links for 'サイトマップ' (Site Map), '当サイトについて' (About this site), 'ご利用ガイド' (User Guide), 'よくある質問' (FAQ), and 'リンク集' (Link Collection). There are also language options for 'English', '한국어', and '中文'. The main header features the Saitama City logo and the text 'さいたま市'. Below this is a large banner for the 'SAITAMA Criterium by Le Tour de France' with a photo of cyclists. To the right of the banner are several utility buttons: '防災・気象情報', '急病のときは', 'あなたの「おしえて」にこたえます さいたまコールセンター', '市・区役所・施設のご案内', and '放射性物質・東日本大震災関連情報'. Below the banner is a search bar with the text 'サイト内検索' (Search within site). Below the search bar is a navigation menu with buttons for '人生のできごと', '暮らしのガイド', '市について', '観光・催し物', and '事業者向け'. An arrow points from the search bar in the navigation menu to a larger, detailed view of the search bar. This detailed view shows the search input field containing the text '三室南宿 町名地番変更' and a 'サイト内検索' button.

さいたま市Webサイトにアクセスし、「サイト内検索」に

「三室南宿 町名地番変更」と入力し、ボタンをクリックしてください。

さいたま市Webサイト <http://www.city.saitama.jp>

平成25年8月発行

発行人

市民・スポーツ文化局区政推進室

Tel : 048(829)1833

このパンフレットは130部作成し、1部あたりの印刷経費は7円(概算)です。